

日本薬局学会 広報・渉外委員会細則

第1条（目的）

広報・渉外委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 日本薬局学会の対外的な広報および渉外活動の統括、推進に関する事項

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を行う

1. 日本薬局学会の活動内容や成果の広報に関すること
2. 日本薬局学会ホームページ、SNS、学会誌等の情報発信に関すること
3. 関係省庁、他の学会、団体等との渉外・連携に関すること
4. メディア対応に関すること
5. その他、広報および渉外活動に関する必要な事項

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。